

広島県告示第六百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定によって、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成二十六年十一月四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 解除に係る保安林の所在場所

東広島市西条町田口字一ツ橋六八四の一、六九一の三、六九四の一、六九五

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅